

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公表番号】特表2016-510728(P2016-510728A)

【公表日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2015-559495(P2015-559495)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|--------|-----------|
| C 0 7 K | 14/605 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 27/02 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 27/06 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 38/26 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/08 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/10 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/06 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/107 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|--------|-------|
| C 0 7 K | 14/605 | Z N A |
| A 6 1 P | 27/02 | |
| A 6 1 P | 27/06 | |
| A 6 1 K | 37/28 | |
| A 6 1 K | 9/08 | |
| A 6 1 K | 9/10 | |
| A 6 1 K | 9/06 | |
| A 6 1 K | 9/107 | |

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

網膜神経変性疾患の局所眼治療及び／又は予防における使用のための、薬学的局所眼用組成物であって、

13～50アミノ酸の配列長を有するペプチドを含み、前記ペプチドのN-末端領域が、配列：

H X a a ¹ E G T F T S D X a a ² S X a a ³ X a a ⁴ (配列番号：1)を含み、

X a a ¹ が、アラニン及びグリシンから選択されるアミノ酸であり、

X a a ² が、バリン及びロイシンから選択されるアミノ酸であり、

X a a ³ が、セリン及びリシンから選択されるアミノ酸であり、

X a a ⁴ が、チロシン及びグルタミンから選択されるアミノ酸であり、

ヒスチジンが、N-末端残基である、薬学的局所眼用組成物。

【請求項2】

配列長が、30～40アミノ酸である、請求項1に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項3】

網膜神経変性疾患が、糖尿病性網膜症(DR)、加齢性黄斑変性症、緑内障、及び色素

性網膜炎からなる群から選択される、請求項 1 又は 2 に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 4】

網膜神経変性疾患が、糖尿病性網膜症である、請求項 1 から 3 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 5】

初期の糖尿病性網膜症の局所治療において使用される、請求項 4 に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 6】

Xaa¹ がアラニンであり、Xaa² がバリンであり、Xaa³ がセリンであり、Xaa⁴ がチロシンである、請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 7】

ペプチドが、哺乳動物グルカゴン様ペプチド - 1 である、請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 8】

ペプチドが、アミノ酸配列番号：2 のヒトグルカゴン様ペプチド - 1 (7-37) である、請求項 7 に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 9】

ペプチドが、アミノ酸配列番号：3：

H A E G T F T S D V S S Y L E G Q A A K E F I A W L V R G R G
を有し、

リシン残基 (K) が、リシン側鎖のアミノ基にアミド結合によって付加された親油性置換基 N - (- グルタミル (N - ヘキサデカノイル)) を含む、請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 10】

Xaa¹ はグリシンであり、Xaa² がロイシンであり、Xaa³ がリシンであり、Xaa⁴ がグルタミンである、請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 11】

ペプチドが、アミノ酸配列番号：4：

H G E G T F T S D L S K Q M E E E A V R L F I E W L K N G G P S S G A P P P X
aa⁵

を有し、

Xaa⁵ が、-COOH 末端が -NH₂ 基で置換されたセリン残基である、請求項 10 に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 12】

ペプチドが、アミノ酸配列番号：8：

H G E G T F T S D L S K Q M E E E A V R L F I E W L K N G G P S S G A P P S K
K K K K Xaa⁶

を有し、

Xaa⁶ が、-COOH 末端が -NH₂ 基で置換されたリシン残基である、請求項 10 に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 13】

溶液、クリーム、ローション、軟膏、エマルション、及び懸濁剤からなる群から選択される、請求項 1 から 12 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。

【請求項 14】

点眼液である、請求項 1 から 13 の何れか一項に記載の薬学的局所眼用組成物。